

令和6年度 うるま市介護予防・日常生活支援総合事業  
通所型サービスC（認知機能向上）業務委託に係る  
公募型プロポーザル実施要領

令和6年1月

うるま市福祉部介護長寿課

## 1. 公募の趣旨

うるま市では、生活行為に支障のある高齢者に対し、保健・医療の専門職が、居宅や地域での生活環境を踏まえ、通所にて認知・運動機能向上プログラムを実施し、介護予防についての意識や日常生活の活動を高め、家庭や社会とつながり、可能な限り自立した生活ができることを目的とし、短期集中予防サービス（以下「通所型サービスC（認知機能向上）」）を実施していく。事業の実施にあたり、うるま市の求める事業内容に最も適する事業者を公平かつ適正に選定することを目的として、委託事業者の公募を実施するものであり、選定に関して必要な事項を定める。

## 2. 業務概要

### (1) 事業名

うるま市介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービスC(認知機能向上)業務

### (2) 業務内容

うるま市介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービスC(認知機能向上)業務仕様書（別添1）のとおり

## 3. 契約期間

契約については、対象業務に最も適する事業者（委託候補事業者）と仕様の再調整をしたうえ、契約を締結する。

- ・事業委託期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日
- ・サービス実施開始：令和6年4月開始（予定）

## 4. 事業運営に関する経費の取り扱い

### (1) 委託料

事業の実施財源は、本市からの事業委託料となる。

委託料の額については、利用者あたりの算出ではなく、1回の教室を実施した場合の額であり、その委託料は、教室運営に関する経費一切が含まれているものとする。

### (2) 委託料の支払方法

支払い時期や額、方法は契約書に定める。

## 5. 提案価格上限

- ・1回の教室開催 56,000円を上限とする。

※令和6年度当初予算の成立を前提とした事前準備手続きであり、本事業における予算が可決された場合に契約となる。

※本事業は、消費税法施行令第14条の2第3項第12号の規定に基づき、非課税の事業となる。

## 6. 参加条件等

- (1) 参加条件：次のすべての条件を満たす者とする。
- ア 本要領に基づく事業を理解し、意欲的に取り組み実施できる能力があること。
  - イ 応募する法人は、沖縄県内に本社または事業所を有し、実際に事業の運営主体となる法人であり、3年以上の介護事業所または介護予防事業の運営実績があること。
  - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと
  - エ 更生手続きの開始の申し立て及び再生手続きの開始の申し立てを行っていないこと。
  - オ うるま市の入札参加資格の停止を受けていないこと。
  - カ 各種法人税を滞納していないこと。
  - キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいく。）またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある者でないこと。
- (2) 参加に関する費用の負担  
参加に関し必要な費用は、参加者負担とする。
- (3) 複数提案の禁止  
提案は、1参加者につき1のみとする。
- (4) その他  
提出書類等の変更、差し替え及び再提出は認めない。ただし、市が認めた場合はこの限りではない。

## 7. 公募の日程

### (1) 公募及び選定スケジュール（予定）

① 市ホームページ掲載日	令和6年1月26日（金）
② 質問書の締切	令和6年1月31日（水）12時
③ 質問書の回答	令和6年2月1日（木）
④ 事前応募表明書の締切日	令和6年2月5日（月）午後5時
⑤ 応募書類の提出期間	令和6年2月5日（月） ～令和6年2月13日（火） ※午前9時から午後5時まで （ただし、最終提出日は12時まで）

⑥ 第一次審査結果通知 (メールで通知後通知文書を発送)	令和6年2月16日(金) 予定
⑦ 第2次審査(プレゼンテーション) (対面又はオンライン開催)	令和6年2月26日(月) ～令和6年2月27日(火) 予定
⑧ 第2次審査決定結果通知	令和6年2月末予定
⑨ 業務委託契約締結	令和6年3月中旬予定

## 8. 事前応募表明書の提出

応募にあたっては、必ず事前応募表明書(様式第1号)を提出しなければならない。  
なお、事前応募表明書が未提出の場合、応募申込書等は受け付けない。

### (1) 提出期限等

#### ア 提出期限

令和6年2月5日(月) 午後5時(必着)

#### イ 提出方法

直接持参、郵送

### (2) 事前応募表明書の提出後に応募を辞退する場合、事前応募表明取下書(様式第2号)を速やかに提出するものとする。

## 9. 質疑応答について

本委託事業の内容等に関する質疑は、質問書(様式第3号)に質疑事項を記入し、下記の方法にて提出すること。持参以外は事前に電話連絡を必要とする。なお、質問票の提出期限以降の提出は認めない。

### (1) 提出期限

令和6年1月31日(水) 12時(必着)

### (2) 提出方法

直接持参、郵送、ファックス、電子メール

### (3) 回答方法

提出された質問の回答は、令和6年2月1日(木)に質問者名を伏せて、市のホームページに掲載する。

## 10. 応募の手続き

提案に参加する事業者は、次に従って以下の書類を提出すること。なお書類等については、インデックスを付して紙で各8部(正本1部、副本7部)を提出することとし、提案に参加する事業者も手元に当該書類一式の控えを保管しておくこと。

### (1) 提出書類

#### ア 応募申込書(様式第4号)

- イ 応募する趣意（様式第 5 号）
- ウ 事業所概要書（様式第 6 号）
- エ 業務実績調書（様式第 7 号）
- オ 職員の実施体制（様式第 8 号）
- カ サービス提供場所（様式第 9 号）
- キ 苦情処理及び緊急時の対応（様式第 10 号）
- ク 価格提案書（様式第 12 号）
- ケ 企画提案書（任意様式）

ただし、下記の内容は必ず盛り込むこと。下記以外にも、必要な項目があれば、追加で記載して構わない。

- ・事業所の経験を踏まえ、ノウハウや強みを生かしたプログラムの工夫
- ・事業で実施したことを自宅でも継続して取り組めるような工夫
- ・生きがい活動や社会参加に向けて意欲を高める工夫
- ・体力測定の評価とフィードバックをどのように行うか
- ・新型コロナウイルス感染症等の感染症対策及び参加者への対応

- コ 各種法人税の納税証明書（滞納がない証明）

(2) 提出期限

令和 6 年 2 月 13 日（火）12 時（必着）

(3) 提出方法

直接持参、郵送

## 1 1. 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

(1) 第 1 次審査（書類審査）

提出された書類については、うるま市職員で構成する、うるま市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス業務委託事業者選定委員（以下「選定委員」という。）において審査基準に基づいて審査するものとする。

プロポーザルの提案事業者が多数の場合は、第 1 次審査（書類審査）として、本実施要領の 1 2.（1）で示す審査基準を各選定委員において審査した合計点で高い評価を得た事業者上位 3 者を第 2 次審査選考事業者とし、選考結果を書面によって通知する。

第 1 次審査日：令和 6 年 2 月 1 4 日（水）～令和 6 年 2 月 1 5 日（木）予定

(2) 第 2 次審査（ヒアリング等による最終審査）

第 1 次審査で選考された事業者については、選定委員会において、1 2.（2）に示す審査基準に基づき第 2 次審査を行う。

第1次審査及び第2次審査の合計点により、最高得点事業者を委託候補事業者として選定し、その次の得点者を次点委託候補事業者として選定する。

実施日：令和6年2月26日（月）又は 令和6年2月27日（火） 予定

場所：うるま市役所東棟3階大講堂又は3階防災会議室 予定

時間：別途決定し、電子メールおよび書面で通知する。

※1事業者につき30分程度（プレゼンテーション20分、質疑10分）とする。

※プレゼンテーションは非公開とする。

※当日の説明者は2名以内とする。

※説明は企画提案書等の提出書類で行うこととし、追加資料の提出やそれに伴う説明は認めないこととする。（プロジェクター、スクリーン等は使用しない。）

※2次審査は対面で行うことを原則とするが、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大の状況にあつては、オンラインにて行う場合がある。その場合の実施方法については本市の指示に従うこと。

### （3） 審査結果通知

#### ア 第1次審査

審査結果を書面により通知する。尚、選考された事業者へは審査結果及び第2次審査を実施する旨をメールで通知し後日通知文書を発送する。

通知：令和6年2月16日（金） 予定

#### イ 第2次審査

審査結果を文書により通知する。

通知：令和6年2月末 予定

## 12. 審査基準

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査する。

### （1） 第1次審査

評価事項	評価項目	評価の視点
実施体制	事業所概要	法人の事業実績
	業務実績	介護予防事業等の実績
	職員の実施体制	十分なスタッフの人員配置
	サービス提供場所	法人で場所の確保が可能
	苦情処理及 緊急時対応	苦情処理における管理体制 緊急時対応に関する体制

基本事項	応募の趣意	・総合事業の目的や内容について十分理解し、望ましい介護予防に向けたサービス提供のイメージできているか評価する。
	自立支援・重症化防止の考え方	・本市の高齢者を取り巻く状況などを踏まえ、自立支援・重症化防止に向けた具体的な考え方となっているか評価する。
	地域包括ケアシステムの考え方	・地域包括ケアシステムを十分理解し、事業所としての位置づけが具体的な内容となっているか評価する

(2) 第2次審査

応募する趣意並びに別紙「うるま市介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービスC（認知機能向上）業務委託仕様書」に示す実施内容について、具体的かつ効果的な企画提案となっているか、以下の評価事項及び評価の視点を基にプレゼンテーションを通して総合的に評価を行うものとする。

評価事項	評価項目	評価の視点
企画立案事項	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アセスメントについては、支障をきたしている生活行為や原因、環境的なこと等も含めた総合的な内容となっているか。</li> <li>・個別支援計画について、アセスメントに基づいた課題の抽出、適切な目標の設定および利用者個々の支援計画となっているか</li> <li>・プログラム内容に生活行為改善に向けた工夫などが盛り込まれているか。</li> <li>・集団プログラムや個別プログラムは、利用者個々にあったメニューを提供する内容となっているか。</li> <li>・自宅でも取り組めるようなプログラムとなっているか</li> <li>・本人の能力に応じ、教室終了後の社会活動を想定としたプログラムとなっているか。(社会参加に向けて意欲を高める工夫となっているか)</li> <li>・教室への継続参加のため、意欲を高める工夫がされているか。</li> <li>・個別評価については、本人の取り組み、実施の成果、生活行為の達成状況が見える評価となっているか。</li> </ul> <p>など、総合的に評価する。</p>

ヒアリング事項	信頼性等	・介護予防を目的として、積極的に取り組む意欲があるか評価する。
	実現性	重度化防止、自立に向けた効果的なプログラム内容であり具体的かつ実現可能な説明となっているか評価する
	コミュニケーション能力等	・冷静に議論ができ、質問に対する応答が明快でかつ迅速であるか評価する。

### 1 3. 応募の取り下げ及び辞退

応募を取り下げ、又は辞退する場合、最終審査の7日前までに、応募辞退届（様式第11号）にその理由を明記し、提出するものとする。

### 1 4. 失格条項等

次の各号のいずれかに該当する場合、失格とする。

- (1) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 提出書類の各種様式及び要領に示された条件に適合しないもの。
- (3) 企画提案書に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
- (4) 企画提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (7) この要領に定められた以外の手法により、関係者等に企画提案に対する援助を直接的、間接的に求めた場合。

### 1 5. 契約の手続き

契約に当たっては、委託候補事業者と提案内容及び仕様書の内容を確認し、契約協議を行う。委託候補事業者が応募資格を満たされないと判明した場合、又は協議が不調となった場合は、次点事業者を委託候補事業者とする。

委託候補事業者とは地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定されている随意契約の方法により契約を締結する。

### 1 6. その他

- (1) 提出された提案書等は、返却しない。
- (2) 本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはいけない
- (3) 審査結果に対する問い合わせや異議は受け付けない。



**問い合わせ先**

うるま市 福祉部 介護長寿課 地域支援係

〒904-2292 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号（うるま市役所東棟2階）

担当者：神里利枝子 饒平名勝美

電話：098-973-5112 FAX：098-982-6041

e-mail：[kaigo-tyouzyuka@city.uruma.lg.jp](mailto:kaigo-tyouzyuka@city.uruma.lg.jp)